

基準 1 1 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

校長の役割は、学校教育法第120条第3項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第5条第2項で「校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。」と定められており(資料11-1-①-1)、校長が最終意思決定をするため、本校では校長のリーダーシップのもとに、副校長(教務主事、学生主事、寮務主事及び企画室長)並びに校長補佐(専攻科長)を配置し、役割については、学則(資料11-1-①-2)及び内部組織規則(資料11-1-①-3)で定め、校長を補佐する体制を構築している。

資料11-1-①-1

「独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則(抜粋)」

(学校)

- 第5条 各学校に、校長、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 3 第1項に掲げるほか、仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校に、副校長2人を置く。
- 4 第1項及び前項に掲げるほか、各学校に、必要に応じ、副校長その他の校長を補佐する職又は校務を分担する主事等を置くことができる。
- 5 前2項の職は、教員をもって、これに充てる。
- 6 第1項、第3項及び第4項に掲げる主事等の任期は2年とし、欠員が生じた場合の主事等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項及び次条に規定するほか、学校の内部組織、職制及び事務の分掌については、別に定める。

(出典 国立高等専門学校機構規則集)

資料11-1-①-2

「福井工業高等専門学校学則(抜粋)」

- 第9条 本校に、企画室長、教務主事、学生主事、寮務主事及び専攻科長を置く。
- 2 企画室長は、校長の命を受け、本校の新規事業の立案その他企画室に関することを掌理する。
- 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
- 5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。
- 6 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関することを掌理する。
- 第9条の2 本校に、副校長、校長補佐を置くことができる。
- 2 前項の職は、本校教授の中から校長が任命する。

(出典 本校規則集)

「福井工業高等専門学校内部組織規則（抜粋）」

（校務分掌）

第6条 教員は校務を分掌するものとし、分掌すべき校務は次のとおりとする。

- (1) 副校長
- (2) 校長補佐
- (3) 企画室長
- (4) 主事及び主事補
- (5) 専攻科長及び専攻主任
- (6) 学科長、教室主任及び補佐
- (7) 学級担任及び補佐
- (8) 各種委員会委員
- (9) 指導教員
- (10) その他校長が必要と認めるもの

（副校長及び校長補佐の職務）

第6条の2 学則第9条の2に定める副校長及び校長補佐の職務は、次のとおりとする。

- (1) 副校長
イ 本校の教育研究等を推進するため、校長を補佐し、業務を掌理すること。
ロ 校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠員のときはその職務を行うこと。
（校長が指名した者に限る。）
- (1) 校長補佐
校長を補佐し、校長から指示された特定の職務に関すること。

（企画室長）

第7条 企画室に企画室長を置き、校長がこれを命ずる。

2 企画室長は、次の事項を総括する。

- (1) 新規の事業の計画立案に関すること
- (2) 本校の長期目標、中期目標、中期計画及び業務運営の計画策定に関すること
- (3) その他校長が必要と認める事項

（主事の業務）

第8条 学則第9条に定める主事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 教務主事
イ 教育計画及び教育課程編成の立案並びに実施に関すること。
ロ 入学、退学、休学、進級及び卒業の認定等に関すること。
ハ 指導要録に関すること。
ニ 教員の研修に関すること。
- (2) 学生主事
イ 学生の補導、厚生及び課外教育に関すること。
ロ 学生の個人相談及び集団指導に関すること。
ハ 学生の規律の保持及び事故の処理並びに保健指導に関すること。
- (3) 寮務主事
イ 寮生の指導及び厚生に関すること。
ロ 寮生の個人相談及び集団指導に関すること。
ハ 寮生の規律の保持及び事故の処理並びに保健指導に関すること。

（専攻科長及び専攻主任）

第10条 専攻科に専攻科長を置き、校長がこれを命ずる。

2 専攻科長は、次の事項を総括する。

- (1) 専攻科の入学者選抜等に関すること。
- (2) 専攻科の教育課程の編成及び教育計画の立案に関すること。
- (3) 専攻科の学生の進学及び就職に関すること。
- (4) 専攻科の学生の厚生補導に関すること。
- (5) その他専攻科の運営に関すること。

（出典 本校規則集）

本校の運営に関する組織として運営連絡会（資料 11－1－①－4）、学校運営会議（資料 11－1－①－5）、教員会議（資料 11－1－①－6）及び各種委員会がある。運営連絡会は、校長、副校長、校長補佐、事務部長及び各課長を構成員とし、学校運営会議に諮る事項及管理運営の重要事項について機動的な協議をする場として、毎月定期的に開催している。学校運営会議は、校長、副校長、校長補佐、各学科長及び教室主任並びに事務部長を構成員として組織され、校長が議長を務め、管理運営の重要事項について審議し、学校の方針を決める最高意思決定機関として、毎月定期的に開催している。教員会議は、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手で組織され、意思の統一及び情報の共有を図っている。また、各種委員会等については、各委員会規則（資料 11－1－①－7）に基づき、専門的分野での見知から効果的な運営が図られている。

なお、前回（平成17年度）受審した機関別認証評価自己評価書の中で、「改善を要する点」として「各種委員会の数が40を超えており、（略）今後は内容を精査し委員会を統廃合する必要がある。」と自己評価したが、これについては、一部の委員会を統廃合したことにより改善を図っている。

資料11－1－①－4

「福井工業高等専門学校運営連絡会規則（抜粋）」

（設置）

第1条 本校に、福井工業高等専門学校内部組織規則（昭和54年規則第2号）第2条の2に基づき、運営連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

（目的）

第2条 連絡会は、学校運営会議との密接な連携のもとに、管理運営の重要事項について機動的な協議を行う。

（組織）

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 主事
- (5) 事務部長
- (6) 課長

（議長）

第4条 連絡会に議長を置き、校長をもって充てる。

2 議長は、連絡会を主宰する。

3 議長が連絡会を主宰することができないときは、議長が予め指名する者が前項の職務を代行する。

（開催）

第5条 連絡会は、原則として定例の学校運営会議の事前及び議長が必要と判断したときに開催する。

（構成員以外の者の出席）

第6条 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（出典 本校規則集）

資料11-1-①-5

「福井工業高等専門学校内部組織規則（抜粋）」

（学校運営会議）

第2条 校長の諮問に応じ、管理運営の重要事項について審議するため、本校に学校運営会議を置く。

2 学校運営会議は、次の職にあるものをもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 学科長及び教室主任
- (5) 事務部長
- (6) その他校長が特に必要と認めた者

3 校長は、学校運営会議を招集してその議長となる。

（出典 本校規則集）

資料11-1-①-6

「福井工業高等専門学校教員会議規則（抜粋）」

（設置）

第1条 本校に教員会議を置く。

（目的）

第2条 教員会議は、校長の命を受けて次の事項を審議する。

- (1) 校長の諮問した事項
- (2) 学生の入学、卒業、懲戒その他学籍の異動に関する判定
- (3) 諸規程の制定及び改廃

（組織）

第3条 教員会議は、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。

2 教員会議の議長は、校長が任命する。

3 議長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2年を超えることはできない。

4 校長は、教員会議に出席する。

5 教員会議の議長は、教員会議に教員以外の者の出席をもとめてその意見をきくことができる。

（議長の職務）

第4条 教員会議の議長は、案件の受付・調整、会議の運営等にあたる。

（会議）

第5条 教員会議は、毎月1回定例日に開催する。ただし、議題の都合により定例の教員会議を開催しないことがある。必要があるときは、臨時に開催することができる。

（出典 本校規則集）

資料11-1-①-7

「福井工業高等専門学校規則集（抜粋）」

ファイル番号	目 次	頁数	備 考
	第2章 組織・運営		
02010	内部組織規則	6	
02011	運営連絡会規則	2	
02012	危機管理規則	3	
02020	事務組織規則	7	
02030	外部有識者会議規則	2	
02040	教員会議規則	2	
02060	自己点検・評価委員会規則	2	
02070	施設整備委員会規則	2	
02080	外部評価委員会規則	2	
02081	機関別認証評価専門部会設置要項	1	
02090	JABEE委員会規則	1	
02100	知的財産教育委員会規則	2	
02120	専攻科委員会規則	2	
02130	教務委員会規則	2	
02131	協働教育推進専門部会設置要項	1	
02140	補導委員会規則	2	
02150	入学試験委員会規則	2	
02160	進路指導委員会規則	2	
02161	進路指導幹事会設置要項	1	
02170	教育システム推進委員会規則	2	
02190	研究改善委員会規則	1	
02220	防災対策委員会規則	2	
02270	広報委員会規則	2	
02280	教職員厚生委員会規則	2	
02290	安全衛生委員会規則	2	
02300	研究紀要委員会規則	2	
02310	青武台だより編集委員会規則	2	
02320	校友会誌編集委員会規則	2	
02330	事務情報化委員会規則	1	
02340	連絡会議設置要項	1	
02350	国際交流委員会規則	2	

(出典 本校規則集)

(分析結果とその根拠理由)

校長、副校長、校長補佐及び委員会等の役割は学則等で明確に定められている。重要な管理運営事項については、校長が主宰し、定期的に行っている運営連絡会や学校運営会議において、校長の運営方針等が具体的施策に反映できるよう意見の聴取及び情報の共有が図られ、校長のリーダーシップの下で、学校の目的を達成するために効果的な意思決定を行える態勢となっている。

観点11-1-②： 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

（観点に係る状況）

学校運営に関する組織は、学則（資料11-1-②-1）、内部組織規則（資料11-1-②-2）及び事務組織規則（資料11-1-②-3）において定めている。管理運営に関する重要事項については、学校運営会議で審議されるが（資料11-1-②-4）、その決定方針等について、教員会議や各種委員会等へ反映すべく、校内意見の調整を行い、校長が効率的に意思決定を行えるよう運営されている（資料11-1-②-5）。

学校運営会議は、副校長（3主事及び企画室長）、校長補佐（専攻科長）、各学科長及び教室主任並びに事務部長で構成され、教員会議は、校長及び専任の教員で構成されているため、関係者の意見を十分くみ取り、各事項についての効率的な意思決定とその周知徹底が図られ、効率的な運営ができる態勢となっている。また、教員は各学科に所属し、それぞれの校務を「校務分掌表」（資料11-1-②-6）のとおり行っている。

資料11-1-②-1

「福井工業高等専門学校学則（抜粋）」

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、企画室長、教務主事、学生主事、寮務主事及び専攻科長を置く。

2 企画室長は、校長の命を受け、本校の新規事業の立案その他企画室に関することを掌理する。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

6 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関することを掌理する。

第9条の2 本校に、副校長、校長補佐を置くことができる。

2 前項の職は、本校教授の中から校長が任命する。

第10条 本校に、校務一般の事務を処理するため、事務部を置く。

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は別に定めるところによる。

（出典 本校規則集）

資料11-1-②-2

「福井工業高等専門学校内部組織規則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第1号）第5条第6項及び福井工業高等専門学校学則第11条に基づき、福井工業高等専門学校の内部組織（事務部組織を除く。）を定めるものとする。

第2章 会議

（学校運営会議）

第2条 校長の諮問に応じ、管理運営の重要事項について審議するため、本校に学校運営会議を置く。

2 学校運営会議は、次の職にあるものをもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 学科長及び教室主任
- (5) 事務部長
- (6) その他校長が特に必要と認めた者

3 校長は、学校運営会議を招集してその議長となる。

4 学校運営会議の庶務は、総務課が処理する。

(特別委員会)

第2条の2 学校運営会議の所掌事項を特別に調査審議するため、学校運営会議に常設の委員会又は臨時の委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(教員会議)

第3条 校長の諮問に応じ、教務・厚生補導その他教育運営に必要な事項を審議するため、本校に教員会議を置く。

2 教員会議について必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第4条 校長の命を受けて、運営に必要な諸問題を審議するため、本校に委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、学校運営会議の議を経て校長が別に定める。

第3章 教員組織

(教員組織)

第5条 本校に次の教員組織を置き、教員はそれぞれこの組織に属する。

- (1) 機械工学科
- (2) 電気電子工学科
- (3) 電子情報工学科
- (4) 物質工学科
- (5) 環境都市工学科
- (6) 一般科目教室 (自然科学系)
- (7) 一般科目教室 (人文社会科学系)

第4章 校務分掌

(校務分掌)

第6条 教員は校務を分掌するものとし、分掌すべき校務は次のとおりとする。

- (1) 副校長
- (2) 校長補佐
- (3) 企画室長
- (4) 主事及び主事補
- (5) 専攻科長及び専攻主任
- (6) 学科長、教室主任及び補佐
- (7) 学級担任及び補佐
- (8) 各種委員会委員
- (9) 指導教員
- (10) その他校長が必要と認めるもの

(副校長及び校長補佐の職務)

第6条の2 学則第9条の2に定める副校長及び校長補佐の職務は、次のとおりとする。

- (1) 副校長
 - イ 本校の教育研究等を推進するため、校長を補佐し、業務を掌理すること。
 - ロ 校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠員のときはその職務を行うこと。(校長が指名した者に限る。)

- (1) 校長補佐
 - 校長を補佐し、校長から指示された特定の職務に関すること。

(企画室長)

第7条 企画室に企画室長を置き、校長がこれを命ずる。

2 企画室長は、次の事項を総括する。

- (1) 新規の事業の計画立案に関すること
- (2) 本校の長期目標、中期目標、中期計画及び業務運営の計画策定に関すること
- (3) その他校長が必要と認める事項

(主事の業務)

第8条 学則第9条に定める主事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 教務主事
 - イ 教育計画及び教育課程編成の立案並びに実施に関すること。
 - ロ 入学、退学、休学、進級及び卒業の認定等に関すること。
 - ハ 指導要録に関すること。

ニ 教員の研修に関すること。 (2) 学生主事 イ 学生の補導、厚生及び課外教育に関すること。 ロ 学生の個人相談及び集団指導に関すること。 ハ 学生の規律の保持及び事故の処理並びに保健指導に関すること。 (3) 寮務主事 イ 寮生の指導及び厚生に関すること。 ロ 寮生の個人相談及び集団指導に関すること。 ハ 寮生の規律の保持及び事故の処理並びに保健指導に関すること。 (専攻科長及び専攻主任) 第10条 専攻科に専攻科長を置き、校長がこれを命ずる。 2 専攻科長は、次の事項を総括する。 (1) 専攻科の入学選抜等に関すること。 (2) 専攻科の教育課程の編成及び教育計画の立案に関すること。 (3) 専攻科の学生の進学及び就職に関すること。 (4) 専攻科の学生の厚生補導に関すること。 (5) その他専攻科の運営に関すること。 (学科長・教室主任) 第11条 第5条の学科及び教室にそれぞれ学科長・教室主任（以下「学科長等」という。）を置く。 2 学科長等は、次の事項を担当する。 (1) 当該学科（教室）の教育課程及び厚生補導等に関すること。 (2) 当該学科（教室）に属する施設設備及び機械器具の管理に関すること。 (3) その他当該学科（教室）の運営に関すること。	(出典 本校規則集)
--	-------------------

資料11-1-②-3

「福井工業高等専門学校事務組織規則（抜粋）」

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第1号）第5条第6項及び福井工業高等専門学校学則第10条の規定に基づく福井工業高等専門学校事務組織は、この規則の定めるところによる。 第2条 事務部に次の2課を置く。 総務課 学生課 第3条 総務課に企画推進室及び次の6係を置く。 総務係 人事労務係 評価・地域連携係 財務係 契約係 施設係 第4条 学生課に次の4係を置く。 教務係 学生生活係 入学試験係 情報サービス係 第5条 事務部に事務部長を置く。 2 事務部長は、校長の命を受けて事務部の事務を処理する。 第6条 総務課及び学生課にそれぞれ課長を置く。 2 課長は、上司の命を受けその課の事務を処理する。 第7条 総務課及び学生課にそれぞれ課長補佐を置く。 2 課長補佐は、課長の事務を補佐する。 第8条 企画推進室に室長を置く。 2 室長は、上司の命を受けその室の事務を処理する。 第9条 係に係長及び必要に応じ主任を置く。 2 係長及び主任は、上司の命を受けその係の事務を処理する。	(出典 本校規則集)
--	-------------------

「学校運営会議議事要旨（例）（抜粋）」

平成24年4月定例学校運営会議議事要旨

日 時 平成24年4月5日（木）16:30～18:30
 場 所 校長会議室
 出席者 校長、教務主事、学生主事、寮務主事、企画室長、専攻科長、事務部長、
 加藤(寛)、川本、斉藤、常光、廣部各学科長、長水、廣重各教室主任
 列席者 総務課長、学生課長、総務課課長補佐（総務担当、財務担当）、総務係長

始めに校長から、この4月から新たに委員となった学科長及び教室主任の紹介並びに陪席する新任の総務課長及び学生課長の紹介があり、順次自己紹介が行われ、続いて前回(3月定例)の学校運営会議議事要旨の確認が行われた承された。

I 審議事項

1 福井工業高等専門学校名誉教授称号授与について

始めに事務部長から、本校名誉教授称号授与規則における基準が披露され、次いで資料1に基づき4名の候補者ごとに在職歴及び適用条項等の説明があった。

続けて校長から、候補者ごとの功績調書の内容について説明依頼があり、各学科長・教室主任から功績の概略報告があり、審議の結果、全員原案どおり了承された。

また校長から、今回退職された4名の教授はいずれも再雇用され、職名は正式には「嘱託教授」となるが、名刺への記載等、通常の呼称に「教授」を用いても良いか諮りたいとの提案があり、機構本部が定める実施要項では「単に教授と称することができる」こととなっていることから、通称として「教授」を用いることを全会一致で了承した。

2 規則（ハラスメント防止等に関する規則）の改正について

始めに校長から、資料2に基づき本校では平成22年にパワハラを含めたハラスメント防止等に関する規則を制定済みであるが、第6条の相談員の配置が現状では特定の分野や性別に偏ってしまう恐れがあることから、全体的なバランスを取るために、第5号に「その他校長が特に必要と認めた者 若干名」を加えたいとの発言があり、次いで事務部長から改正の詳細について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。なお校長から、第5号相談員には安丸教授に打診中であることの付言があった。

3 規則（特別支援室規則）の改正について

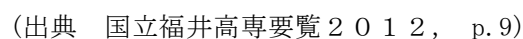
教務主事から、発達障害学生への支援に限定して昨年規則を制定し、1名の学生支援を行ってきたところであるが、今般、車椅子の学生が入学したことから、特別支援の範囲を広げるべく規則の改訂を行いたいとの発言があり、続けて資料3に基づき改正の詳細について逐条説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、当面は昨年からの継続支援チームの他に件の新入生を対象として支援チームを立ち上げること及び本改正は4月1日からの適用とすることの付言があった。

（以下省略）

（出典 学校運営会議議事要旨）

組織



[illegible]

事務組織は、事務部長の下に、総務課及び学生課の２課を配置し、各所掌業務を行う体制となっている。（資料11-1-②-7）また、部課長、課長補佐、係長、技術長、技術班長で構成する事務連絡会を月１回開催し（資料11-1-②-8）、管理運営事項の連絡調整と意思疎通を効率的に行える態勢となっている。各委員会規則には担当課が明記され（資料11-1-②-9）、事務職員も委員として参画する等、必要に応じて直接校務を分担し、機能的に活動している。

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第1号）第5条第6項及び福井工業高等専門学校学則第10条の規定に基づく福井工業高等専門学校事務組織は、この規則の定めるところによる。

(1) 事務部の所掌事務の連絡調整に関すること。

- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 学校運営会議、教員会議その他諸会議に関する事。
- (5) 秘書に関する事。
- (6) 規則の制定及び改廃に関する事。
- (7) 法令、例規、刊行物及び諸記録の編さん並びに保管に関する事。
- (8) 文書の收受、校合、発送及び保管に関する事。
- (9) 渉外に関する事。
- (10) 宿日直（教員の学寮宿日直を除く。）に関する事。
- (11) 広報（学生課の所掌に属するものを除く。）及び掲示に関する事。
- (12) 校内の警備に関する事。
- (13) 所掌事務に属する諸調査統計に関する事。
- (14) その他、他の課及び他の係の所掌に属しない事務を処理する事。

（出典 本校規則集）

資料11-1-②-8

「事務連絡会報告事項（抜粋）」

5 月 事 務 連 絡 会 報 告 事 項

日 時 平成24年5月15日（火）16:10～16:45

場 所 大会議室

出席者 事務部長、総務課長、学生課長、総務課補佐（総務担当）、総務課補佐（財務担当）、学生課補佐、総務係長、人事労務係長、評価地域連携係長、財務係長、施設係長、教務係長、学生生活係長、情報サービス係長、技術長、第一技術班長、第三技術班長

報告・連絡事項

1 各課・各係報告

(1) 総務課関係

ア 課長連絡会報告

- ・4/23(月)、24(火)に学術総合センターにて開催（参加：総務課長、学生課長）
- ・詳細は資料1及び回覧資料を参照

イ 監査法人監査について

- ・5年に1回の法人監査
- ・5月21日～23日の9:00から17:00迄、終日実施
- ・対応は財務で行うが、質問内容により資料や説明依頼があれば協力依頼

ウ 平成23年度年度計画について

（出典 事務連絡会）

資料11-1-②-9

「福井工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則（担当課等明示例）（抜粋）」

福井工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則

（設置）

第1条 本校に、福井工業高等専門学校内部組織規則（昭和54年規則第2号）第4条に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、本校が自ら行う自己点検・評価及びその結果の公表に関し審議するものとする。

（委員会の組織等）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）委員長（校長、副校長、校長補佐を除く者から、校長が指名する。）

（2）委員 若干名（委員長が指名する者）

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 第1項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の者の出席）

第4条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（委員会の任務）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画、検討及び実施する。

（1）自己点検・評価の基本方針に関すること。

（2）自己点検・評価の項目に関すること。

（3）自己点検・評価の実施に関すること。

（4）自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

（5）その他自己点検・評価に関すること。

（専門部会）

第6条 委員会の所掌事項を専門的に調査検討するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（結果の報告及び公表）

第7条 委員会は自己点検・評価の結果を校長に報告するとともに、刊行物その他広く周知を図ることのできる方法によって公表するものとする。

（事務）

第8条 委員会の事務は、総務課が処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（出典 本校規則集）

危機管理体制については、危機管理を総合的かつ計画的に推進するためのリスク管理室の設置を、危機管理規則（資料11-1-②-10）で明確に定め、危機管理に係る事態に組織的に迅速かつ的確に対応をするための体制整備を図っている。

資料11-1-②-10

「福井工業高等専門学校危機管理規則（抜粋）」

（目的）

第1条 この規則は、福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本校の学生、教職員及び近隣住民等（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校が社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。

- (1) 学生等の安全にかかわる重大な事態
- (2) 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- (3) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (4) 施設管理上の重大な事態
- (5) 社会的影響の大きな事態
- (6) その他前各号に類するような事態

(リスク管理室の設置)

第4条 本校に、危機管理を総合的かつ計画的に推進するため、リスク管理室を置く。

2 リスク管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 校長補佐
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 事務部長
- (5) 課長
- (6) その他校長が特に必要と認めた者

3 前項第1号から第6号に掲げる者をリスク管理室員とする。

4 第2項第6号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の補充室員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 リスク管理室に室長を置き、校長が指名した者をもって充てる。

6 リスク管理室の事務は、総務課が行う。

(リスク管理室の業務)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 危機事象への対処に関すること
- (2) 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること
- (3) 危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルの策定及び周知に関すること
- (4) 危機管理に関する教育、研修及び訓練等に係る企画、立案及び実施に関すること
- (5) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること
- (6) 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備及び周知に関すること
- (7) 危機管理に関し、機構本部リスク管理本部と連携を図ること
- (8) その他危機管理に係る必要な事項に関すること

(リスク管理室員以外の者の出席)

第6条 リスク管理室長が必要と認めたときは、リスク管理室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(危機事象に関する通報等)

第7条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、リスク管理室員に通報しなければならない。

2 リスク管理室員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちにリスク管理室長に連絡するとともに、緊急に必要な措置を講じた場合においては、その旨を報告するものとする。

3 前項の連絡を受けたリスク管理室長は、直ちに校長に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認し、校長と対処方針等を協議しなければならない。

4 前項の協議により対処方針等を決定したときは、次条により危機対策本部を設置する場合を除き、リスク管理室が対処に当たるものとする。

(出典 本校規則集)

(分析結果とその根拠理由)

本校の管理運営に関する各種委員会等は、その趣旨、目的、組織等が規則に明記され、適切な役割分担と責任体制が確立し、効果的に活動している。事務組織は、事務部長の下、事務分掌に従い、組織間の意思疎通と連携を保ち、効率的な管理運営を行っている。更に、事務職員が委員会等の構成員として加わるなどして学校運営に参画し、適切に役割を分担し効果的に活動している。

危機管理体制については、迅速かつ的確に対応するために危機管理規則を定めるとともに、リスク管理室を設置し、危機管理に係る事態に迅速な対応ができる体制を整えている。

観点11-2-①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

（観点に係る状況）

本校では、国立高等専門学校機構本部が作成した中期計画及び年度計画に対応した、本校独自の中期計画（資料 11-2-①-1）・年度計画（資料 11-2-①-2）を立案し目標を定め、その目標の下、健全な学校運営が図られている。本校で定めた中期計画・年度計画は、教育、研究、社会との連携・国際交流、管理運営等の区分により、具体的な目標を定め、この目標に対する達成状況を把握することで学校全体の総合的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価にあたっては、中期計画・年度計画を踏まえ、学校の活動の総合的な状況に対して行われておる。その結果は、「自己点検・評価報告書」に取り纏め、本校ホームページで公表している（資料 11-2-①-3）

資料11-2-①-1

「第Ⅱ期中期計画」

福井工業高等専門学校第Ⅱ期中期計画

（序文）

ICT 技術の革新によって、社会はいま情報技術を中心に大きく転換し始めようとしている。また、教育のグローバル化、教育機会均等化が進み、高等教育のこれまでのシステムが大きく変化しようとしている。産業界からもこれまでの画一主義教育より、創造性の高い個性を伸ばす教育が求められている。地域社会からも大きな期待を寄せられている。

福井工業高等専門学校では、これら社会の要請に応え、21世紀を担う人材を育成するため、新しい教育・研究の理念とそれに伴う整備計画を策定したい。特に、学生の夢が実現する学校、学生・社会から魅力ある学校、環境・社会・人に優しい学校を目指したい。

これらの実現のために、本校の教育理念、教育方針、教育目標、養成すべき人材像による、第Ⅱ期中期計画（平成21年度～平成25年度）を次のように策定する。

（出典 本校ホームページ <http://www.fukui-nct.ac.jp/info/pdf/tyukikeikaku2.pdf>）

☆福井高専 平成24事業年度 ☆年度計画 ☆☆

(出典 本校ホームページ <http://www.fukui-nct.ac.jp/info/pdf/2012Action.pdf>)

「自己点検・評価報告書」



目 次	
ま え が き	
I. 本校の現状と特色	1
I-1 現状と特色	1
I-2 学科構成	2
I-3 学習と教育の目標	3
I-4 第II期中期計画及び平成23年度アクションプラン	7
I-5 研究活動の状況	20
I-6 地域への支援	21
I-7 特別教育研究経費などの採択状況	22
I-8 広報活動	26
I-9 将来計画	30
II. 各学科・教室の教育理念	32
II-1 一般科目教室	32
1. 教育理念・教育目標	32
2. 将来計画	32
3. 重点課題	33
II-2 機械工学科	34
1. 教育理念・教育目標	34
2. 将来計画	34
3. 重点課題	36
4. 進学・就職指導状況	36
II-3 電気電子工学科	38
1. 教育理念・教育目標	38
2. 将来計画	39
3. 重点課題	39
4. 進学・就職指導状況	40
II-4 電子情報工学科	41
1. 教育理念・教育目標	41
2. 将来計画	41
3. 重点課題	42
4. 進学・就職指導状況	42

(出典 本校ホームページ http://www.fukui-nct.ac.jp/~kikaku/lecture/data/jikotenken_2012.02.pdf)

(分析結果とその根拠理由)

本校の自己点検・評価については、中期計画及び年度計画の項目を踏まえて本校の総合的な状況に関する行われており、その結果は自己点検・評価報告書を作成し、本校ホームページで公表している。

観点11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

(観点に係る状況)

本校では、外部有識者による「外部有識者会議」を開催し、毎年、外部評価を行っており、本校の教育研究目標・計画、自己評価、その他本校の運営に関する重要事項について、審議・評価を行っている(資料11-2-②-1)。具体的には、各委員に自己点検・評価報告書を事前に配付し、この資料を基に外部有識者会議で検証が行われ、自己評価を含む学校運営に関する重要事項についての提言・助言を受けている。

この内容については、「外部有識者会議報告書」(資料11-2-②-2)に掲載し、本校ホームページで公表している(資料11-2-②-3)。

資料11-2-②-1

「福井工業高等専門学校外部有識者会議規則（抜粋）」

（設置）

第1条 福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、広く学外有識者の意見を聴くための組織として、福井工業高等専門学校外部有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 会議は、本校の教育研究目標・計画、自己評価、その他本校の運営に関する重要事項について、校長の諮問に応じて審議・評価し、及び校長に対して助言又は勧告を行う。

（組織）

第3条 会議は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、本校教職員以外の者で高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから校長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第4条 会議の議長は、委員の互選により定める。

（会議の開催）

第5条 会議は、校長が招集する。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。

3 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た情報を、正当な理由なく漏洩してはならない。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、総務課が処理する。

（出典 本校規則集）

資料11-2-②-2

「外部有識者会議報告書」

平成23年度

「外部有識者会議」報告書



平成24年3月
福井工業高等専門学校

目 次

まえがき	
I. 福井工業高等専門学校外部有識者会議規則	1
II. 外部有識者会議委員名簿	2
III. 外部有識者会議日程	3
IV. 本校出席者名簿	4
V. 議評	5
VI. 参考資料	9

（出典 本校ホームページ <http://www.fukui-nct.ac.jp/~kikaku/lecture/data/h23gaibuyushikisha.pdf>）

「外部有識者会議報告書の公表」

HOME | サイトマップ | お問い合わせ・ご意見窓口

独立行政法人 国立高等専門学校機構
福井工業高等専門学校 FUKUI NATIONAL COLLEGE OF TECHNOLOGY

検索

学校案内 | 学科紹介 | 入試情報 | 中学生の方へ | 企業の方へ | 在学生の方へ | 卒業生の方へ

HOME > 学校案内 > 学校紹介 > 資料集

資料集

外部有識者会議報告書

- ▶ 平成23年度外部有識者会議報告書 (3.0MB)
- ▶ 平成22年度外部有識者会議報告書 (2.5MB)
- ▶ 平成21年度外部有識者会議報告書 (2.5MB)
- ▶ 平成20年度評議員会報告書 (2.11MB)
- ▶ 平成19年度評議員会報告書 (2.45MB)
- ▶ 平成18年度評議員会報告書 (12.5MB)

(出典 本校ホームページ <http://www.fukui-nct.ac.jp/info/shiryo.html>)

学校案内

学校紹介

- 校長からの挨拶
- 本校の使命
 - ト 各学科の目的
 - ト 専攻科の目的
- 沿革
- 組織
- 校章・校歌・ロゴマーク
- 資料集
- キャンパスマップ
- キャンパスマップ（動画編）
- ニュース速報
- トピックス

施設紹介

- 図書館

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価の評価結果については、毎年、外部有識者会議において検証が行われ、その内容については、外部有識者会議報告書に掲載し、公表している。

観点11－2－③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

（観点に係る状況）

本校では、自己点検・評価委員会を中心として「福井高専教育点検システム」を整備し、普段から本校の教育内容のレベル維持に努めている（資料11－2－③－1）。この「福井高専教育点検システム」は、計画(Plan)、実施及び運用(Do)、点検・検証(Check)、見直し・改善(Action)の、いわゆるPDCAサイクルが常時運用されている。なお、平成24年度から「福井高専教育点検システム」を「福井高専教育改善システム」（資料11－2－③－2）に改め、教育システム推進委員会をPDCAサイクルの中心に置き、サイクル内の調整・橋渡し・フォローアップを行うこととしている（資料11－2－③－3）。

実際に管理運営上の改善に結びついた取組事例としては、入学者確保の取組がある。本校の教育理念に沿った教育を進め、また、本校の教育のレベルの維持・向上を図るためには、入学生の質の向上と適正な志願倍率の確保は重要な課題である。入試倍率は平成18年度の1.7倍から平成21年度1.5倍へと少しずつ低下する傾向にあったが、これまでの結果を検証し、①入試に関する1年生へのアンケート調査、②推薦基準の改正、③入試会場の増設、④全中学生配布用入試リーフレットの作成、⑤入試関連行事の見直しと改善、⑥入試会場の増設、⑦推薦募集枠の1名増加などを行った結果、平成22年度には1.6倍に回復した。さらに、平成23年度にはキャンパスツアーの新企画を5月と早い時期に導入するなど広報活動の強化を図ったところ、1.7倍に向上した（資料11－2－③－4）。

教育点検システム

Educational Check System

Action 見直し、改善

校長・学校運営会議
President・College Council

検討依頼
Investigation request

結果報告
Result report

教育システム評価委員会
Educational System Estimation Committee

企画室
General Coordination and Planning Department

点検結果
Checking report

Plan 計画

校長
President

学校運営会議
College Council

企画室
General Coordination and Planning Department

協議
Conference

協議
Conference

入学試験委員会
Entrance Examination Committee

補導委員会
Student Guidance Committee

学寮運営委員会
Dormitory Affairs Committee

教務委員会
Academic Affairs Committee

図書館運営委員会
Library Committee

施設整備委員会
Equipment of Facilities Committee

専攻科委員会
Advanced Engineering Course Committee

JABEE委員会
JABEE Committee

進路指導委員会
Academic and Career Committee

総合情報処理センター運営委員会
Information Processing Center Committee

創造教育開発センター運営委員会
Education Research and Development Center Committee

**各学科
教室会議**
Department Meeting

教員会議
Faculty Meeting

見直し結果
Result of review

計画結果
Result of plan

Check 点検・検証

自己点検・評価委員会
Self-Checking and Evaluation Committee

外部評価結果
External evaluation

JABEE認証
Attestation

アンケート結果
Result of questionnaire

**在校生
卒業生**
Students
Graduate

認証評価
Certification

**外部有識者
会議**
Advisory Council

JABEE認証
Attestation

**在校生
卒業生**
Students
Graduate

**外部有識者
会議**
Advisory Council

JABEE認証
Attestation

**在校生
卒業生**
Students
Graduate

**外部有識者
会議**
Advisory Council

JABEE認証
Attestation

**在校生
卒業生**
Students
Graduate

実施・運用結果
Operation result

Do 実施および運用

入学試験委員会
Entrance Examination Committee

補導委員会
Student Guidance Committee

学寮運営委員会
Dormitory Affairs Committee

教務委員会
Academic Affairs Committee

図書館運営委員会
Library Committee

施設整備委員会
Equipment of Facilities Committee

専攻科委員会
Advanced Engineering Course Committee

JABEE委員会
JABEE Committee

進路指導委員会
Academic and Career Committee

総合情報処理センター運営委員会
Information Processing Center Committee

創造教育開発センター運営委員会
Education Research and Development Center Committee

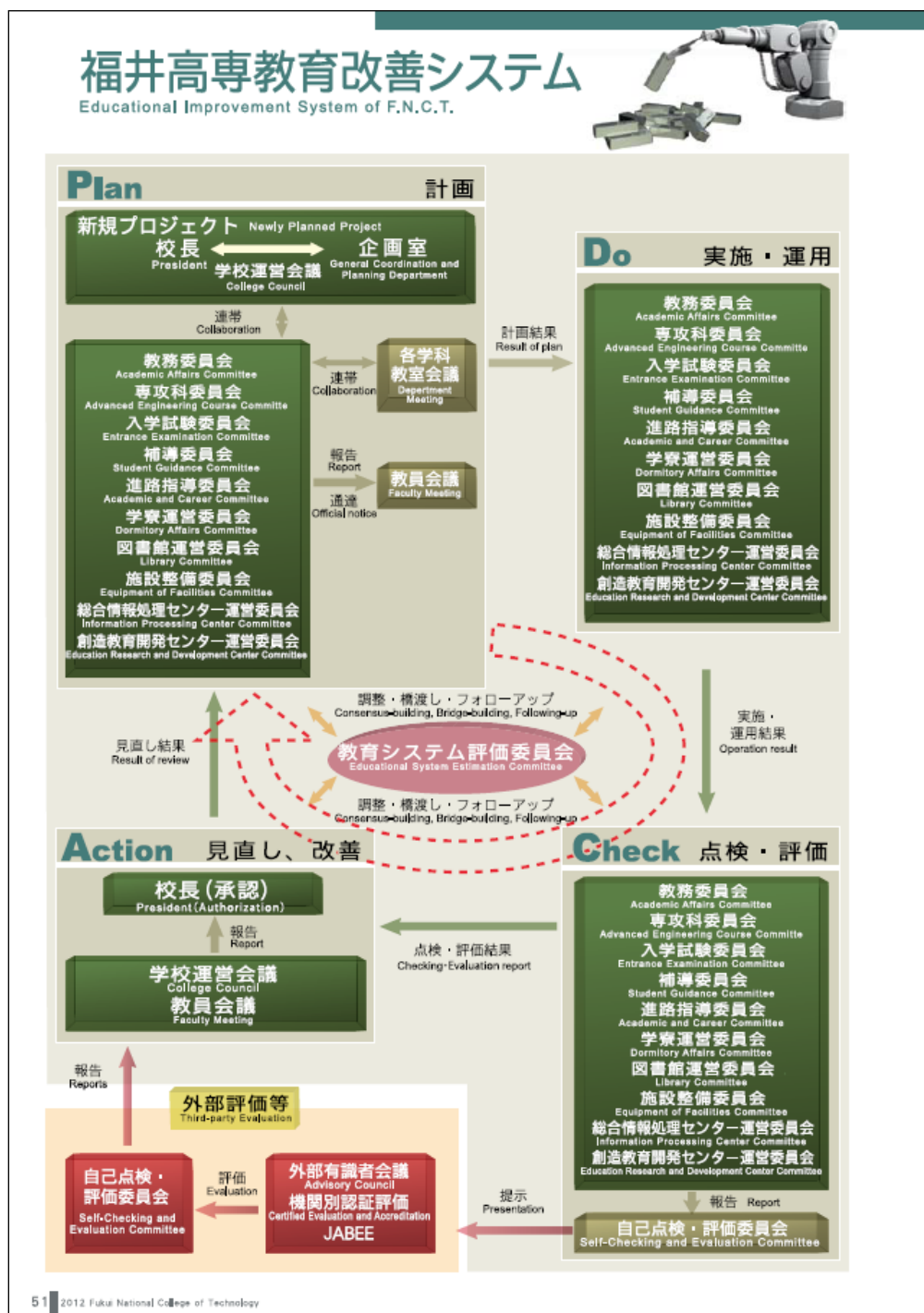
**各学科
教室会議**
Department Meeting

教員会議
Faculty Meeting

実施依頼および報告
Execution request and report

– 413 –

「福井高専教育改善システム」



(出典 国立福井高専学校要覧 2012 p. 51)

資料11-2-③-3

「自己点検・評価等に関する教育システムの推進のためのPDCAサイクル」

自己点検・評価、外部評価、第3者評価、学内アンケートに関する教育システムの推進のためのPDCAサイクル(平成24年度)

No.	教育点検項目	Plan(担当委員会)	Do(担当委員会) 直接関わっている	Check(報告書・アンケートなどの内容確認、評価する人、結果をまとめる人、報告方法)						Actionする時に どこかの委員会の 了解をとっているのか	Action (Checkして報告した 後に改善を直接指示す るなどの委員会)	
				内容確認	評価者	取りまとめ	報告					
							自己点 検・評価 委員会	学校運営 会議	教員会議	公開方法		
1	自己点検・評価	自己点検・評価委員会	自己点検・評価に 関する担当委員会	自己点検・評価委員 会	自己点検・評 価委員会	自己点検・評価委員会	—	○	—	自己点検・評価報 告書	学校運営会議	自己点検・評価に 関する担当委員会
2	外部有識者会議	外部評価委員会	外部評価委員会	外部評価委員会	外部有識者会 議	外部評価委員会	○	○	○	外部有識者会議 報告書	学校運営会議	指摘事項の担当委員会
3	JABEE審査	JABEE委員会	JABEE委員会	自己点検・評価委員 会	JABEE	JABEE委員会	○	○	○	JABEE自己点検 書	学校運営会議	JABEE委員会・指摘事 項担当委員会
4	機関別認証評価	外部評価委員会	外部評価委員会	自己点検・評価委員 会	大学評価・学 位授与機構	外部評価委員会	○	○	○	認証評価自己評 価書	学校運営会議	外部評価委員会・指摘事 項担当委員会
5	卒業生・修了生・進路先アンケ ート(3～4年ごと)	創造教育開発センター	創造教育開発セン ター	創造教育開発セン ター	卒業生・修了 生・進路先	創造教育開発センター	○	○	—	報告書	学校運営会議	指摘事項担当委員会
6	寮生会 寮生アンケート(4月末) 寮生アンケート(8月末)	学寮運営委員会(寮生)	寮務主事団(寮生)	寮務主事団(寮生)	寮生	寮務主事団(寮生)	—	—	—	寮内掲示	学寮運営委員会	寮務主事団(寮生)
7	教員 寮生活に関する(隔年)		寮務主事団(寮生)	寮務主事団(寮生)	寮生	寮務主事団(寮生)	—	—	○	寮内掲示	学寮運営委員会	寮務主事団(寮生)
8	新入生アンケート(4月)		入試委員会	入試委員会	在校生	入試委員会	—	○	○	教員会議資料	入試委員会	入試委員会
9	キャンパスウォーク(5月)		入試委員会	入試委員会	参加者(中学 生)	入試委員会	—	○	○	教員会議資料	入試委員会	入試委員会
10	キャンパスツアー(8月)	入試委員会	入試委員会	入試委員会	参加者(中学 生)	入試委員会	—	○	○	教員会議資料	入試委員会	入試委員会
11	キャンパスリサーチアンケート(10 月)		入試委員会	入試委員会	参加者(中学 生)	入試委員会	—	○	○	教員会議資料	入試委員会	入試委員会
12	入試説明会アンケート		入試委員会	入試委員会	参加者(中学 生)	入試委員会	—	○	○	教員会議資料	入試委員会	入試委員会
13	専攻科生との懇談会(生活環境 アンケートから)		専攻科委員会	専攻科委員会	専攻科生	専攻科委員会	—	○	—	—	学校運営会議	専攻科委員会
14	授業アンケート	創造教育開発センター	創造教育開発セン ター	創造教育開発セン ター	在校生	創造教育開発センター	—	—	—	ラクーダと教室に ファイル	—	評価等に対して教員個人
15	進路指導アンケート	進路指導委員会	進路指導委員会	進路指導委員会	在校生	進路指導委員会	—	—	○	学内掲示	進路指導委員会	進路指導委員会
16	学習・教育目標アンケート	専攻科委員会・教務委員会	専攻科委員会・教務 委員会	専攻科委員会・教務 委員会	在校生	専攻科委員会・教務委 員会	—	○	○	教員会議資料	専攻科委員会・教 務委員会	専攻科委員会・教務委 員会
17	女子中学生体験学習会アンケ ート	企画室	企画室	企画室	参加者(中学 生)	企画室	—	—	○	—	学校運営会議	企画室
18	高専登クリン大作戦アンケート	補導委員会	補導委員会	補導委員会	在校生	補導委員会	—	—	—	—	補導委員会	補導委員会
19	教育環境アンケート		補導委員会	補導委員会	在校生	補導委員会	—	○	○	学内掲示	学校運営会議	指摘事項担当委員会
20	学生相談関係アンケート(隔年)	学生相談室	学生相談室	学生相談室	在校生	学生相談室	—	—	○	学内掲示	学生相談室	学生相談室
21	クラシックコンサートアンケート	企画室	企画室	企画室	参加者(在校 生、一般)	企画室	—	—	○	教員会議資料	学校運営会議	企画室
22	学年末の達成度評価	教務委員会	教務委員会	教務委員会	在校生	教務委員会	—	—	—	公開する必要が ある	教務委員会	教務委員会

(出典 学校運営会議)

資料11-2-③-4

「過去3年間の入試倍率の推移」

<過去3年間の入試倍率の推移> () 内は女子で内数。

年 度	学 科 [募集人員]	機 械 [40]	電気電子 [40]	電子情報 [40]	物 質 [40]	環境都市 [40]	計 [200]
H23	志願者数	78(2)	76(8)	64(10)	54(26)	76(25)	348(71)
	合格者数	40(1)	40(5)	40(8)	41(20)	40(12)	201(46)
	倍 率	2.0	1.9	1.6	1.4	1.9	1.7
H22	志願者数	51(1)	55(3)	80(10)	82(20)	55(10)	323(44)
	合格者数	41(1)	40(3)	40(5)	40(12)	40(9)	201(30)
	倍 率	1.3	1.4	2.0	2.1	1.4	1.6
H21	志願者数	60(1)	75(3)	47(8)	57(17)	57(13)	306(42)
	合格者数	40(0)	40(3)	40(4)	40(14)	40(10)	200(31)
	倍 率	1.5	1.9	1.2	1.4	1.4	1.5

(出典 平成23年度自己点検・評価報告書, p.56)

(分析結果とその根拠理由)

改善を必要とする評価結果については、事項ごとに担当する委員会等へ提起し、具体的な改善方策等の検討からその実施と学校運営会議への報告まで一貫した教育改善システム（PDCA サイクル）が構築され、有効に運用されている。

観点11-3-①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

本校では、教育、研究、社会との連携・国際交流、管理運営等の学校全般に渡っての具体的な目標を定めた年度計画及びその自己点検評価について、外部有識者からの意見・提言を受け、今後の学校運営の改善に活かすため外部有識者会議を開催している。その意見・提言は、福井高専教育改善システムにより対応委員会において検討された結果が学校運営会議に報告され、本校の学校運営の改善に活かされている（資料 11-3-①-1～3）。外部評価の位置付けは、前述の福井高専教育改善システム（資料 11-2-③-2）に示したとおりであり、このシステムを循環させることにより、より効率的かつ効果的な学校運営に係る改善を図る仕組みが構築されている。

資料 11-3-①-1

「平成 21 年度外部有識者会議における各委員からの意見・提言・その対応委員会およびその後の検討結果」

2012, 6, 6 (教育システム推進委員会)

委 員	提言・意見	対応委員会等	検討結果など(時期や内容)
長岡技術科学大学 新原皓一 学長	地域貢献の一つとしての原子力人材育成プログラムの推進	教務主事	・ H22、23年度は実施
	長期的な産業構造の変化に対応した教育プログラムの見直し	企画室	・ 高度化再編を視野に入れて検討中
鯖江市小中学校校長会 岸松茂 副会長 (鯖江市中央中学校校長)	子ども達に夢を与える学校、地域住民の自慢となる学校であり続けること	教育システム評価委員会	・ 地域連携テクノセンターなどによる広報・喫煙場所の件(施設整備委員会で検討要する)
	受け入れた子供たちが心身とも健康で充実した学校生活が送れること		・ 制服のリニューアルでの服育 ・ 発達障害・学習障害・支援が必要な学生へのフォロー ・ 進路指導の充実
鯖江商工会議所 野村一榮 会頭	ものづくりを通して、高専の卒業生が地元の企業に定着することの促進	企画室	・ インターンシップ等を利用して地元企業からのニーズを収集し、地元で有用な人材育成を行っている
	高専生への地元中小企業の紹介・周知(丹南産業フェアへの積極的参加)	教育システム評価委員会 進路指導委員会	・ 就職説明会での地元企業の紹介
信越化学工業(株) 磁性材料研究所 本島正勝 顧問 (前所長)	ロボコンの様な実体験を通しての柔軟性・多様性を持った学生の育成	企画室	・ 各種コンテストへの参加を今後も奨励する
福井新聞社 山下裕己 論説主幹	福井高専の学生による「まちおこし」や「まちづくり」の活動の奨励	学生主事	・ 鯖江市を中心に、サイエンスクラブの活動や環境フェアへの参加、環境都市学生によるエコクラブ活動、出前授業を通して科学技術の発展に関する活動を多数実施
福井大学 中川英之 副学長	地域連携アカデミアを活用した産業界との教育面での連携推進	地域連携テクノセンター	・ 検討中
	インターンシップ先としての地元企業の更なる開拓	進路指導委員会	・ 実習先訪問での新規開拓 ・ 就職説明会での地元企業の紹介
	Web応用、コンピュータを使った学習支援策の積極的な展開	創造教育開発センター	・ 数学や英語でのe-ラーニングを実施中
	単なる就職指導ではない、キャリア教育への取り組み	教務主事	・ 進路指導室中心にキャリア教育セミナー実施中
	外部資金の獲得努力	研究改善委員会・企画室	・ 科研費獲得に向けた講演会を実施している。平成24年度は科研費がV字回復
	女子学生の受け入れ(女子学生の志願者確保に向けた取り組みの継続)	企画室	・ 「女子中学生と保護者のための公開講座」を実施しており、次年度も継続して行うことを検討している
	高校生への4年次編入学のPR	教務主事	・ H22年度は行っていない ・ H23年度はオープンキャンパスなどへの案内を出す予定にしていたが実行はしなかった。 ・ H23年度は受験希望者に第4学年の前期中間試験問題を配布し、受験の参考とした。 ・ H24年度入試では物質工学科にも不可欠の物理的思考能力の合否判定のために入試科目に物理Ⅰを追加した。 ・ 入試委員会で第3学年への編入学を検討したが見送った。
	国際化への対応(留学生の受け入れ拡大)	教務主事	・ 女子寮の改修により6名受け入れ増が可能
	メンタルヘルスへの継続的取り組み	学生主事	・ H 2 3 年度は自殺予防講演会実施
	将来の高度化再編へ向けての対応	企画室	・ 高度化再編に関し検討中

(出典 学校運営会議)

資料 11-3-①-2

「平成 22 年度外部有識者会議における各委員からの意見・提言・その対応委員会およびその後の検討結果」

2012, 6, 6 (教育システム推進委員会)

委 員	提言・意見	対応委員会等	検討結果など(時期や内容)
長岡技術科学大学 新原皓一 学長	外部資金の獲得努力	企画室・研究改善委員会	・科研費獲得のための講演会 ・平成24年度は科研費がV字回復
	学寮の良い面の活用	学寮運営委員会	・検討中(清掃活動のボランティア)
	将来求められる技術を予測し、自ら伸びていく、チャレンジしていく意識の教育	教務委員会・専攻科委員会	・ロボコン・プロコンへの積極的参加 ・A S E Tや海外研修への積極的参加 ・キャリア教育の充実 ・専攻科として学習・教育目標に掲げていることであり、専攻科教育のカリキュラムを通して実践していることである。ただし、本校教員だけではなく、外部講師の話聞くことも、技術の予測には必要であるので、講演会の実施や大学・企業への訪問を継続的に企画する。(専攻科委員会)
鯖江市小中学校校長会 岸松茂 会長	地域から愛される、関心を持たれる学校にしていく努力(広報・情報発信)	広報委員会・企画室	・おもしろフェスタinサンドームでの地域に対する情報発信(企画室)
鯖江商工会議所 野村一榮 会頭	ものづくりを通しての起業家精神の育成	企画室・教務委員会・専攻科委員会・地域連携テクノセンター	・高専機構特別教育研究経費「アントレプレナー醸成・キャリア教育の進展」の採択を受けての、舞鶴高専・明石高専・呉高専・本校での連携事業(企画室) ・知財教育に関する講演会を実施しており、その内容を通して起業家に対する意識啓発を図っている。また、デザイン工学や創造デザイン演習の授業内容に起業家精神の育成を盛り込んでいくことを検討する。(専攻科委員会)
	高専生への地元中小企業の紹介・周知(丹南産業フェアへの積極的参加)	進路指導委員会へ	・就職説明会での地元企業の紹介
信越化学工業(株) 磁性材料研究所 美濃輪武久 所長	英語によるコミュニケーション能力の向上	教務委員会・専攻科委員会	・H 2 3 年度の教員間ネットワーク会議において活発な議論がなされている。 ・平成23年度「現代英語」において、英語におけるポスタープレゼンテーションスキルの向上を内容に取り入れ、非常勤外国人講師による指導を実施することになっている。 ・積極的に高専機構による海外インターンシップやISTSへの学生派遣を奨励する。その結果、今年度夏季海外インターンシップに専攻科2年生がマレーシアに派遣されることとなった。今後、さらに、学生自らが海外に目を向けるような指導を行っていくこととする。そのためにも、TOEICスコアの向上がモチベーション向上に繋がることから、TOEIC受験を奨励する。(専攻科委員会)。
福井新聞社 山下裕己 論説主幹	工業や技術には関係のない教養的な部分の育成	教務委員会・専攻科委員会	・青樹などの校友会誌編集 ・学生会主体の体育祭や高専祭 ・文化部発表会(文月祭)が復活の話はない。 ・文化(紫式部)に関する公開講座の開講 ・放送大学との単位互換を検討し、本校では修得できない自分社会系の科目の履修を進めることを検討する。(専攻科委員会) ・弁論大会(ディベート)
	コミュニケーション能力の向上、デザインマインドの育成	教務委員会・専攻科委員会	・後期1年に開講する「創造デザイン演習」によって、エンジニアリング・デザイン能力の向上を図る。内容については、他の教育機関における実施例を検討し準備を行っていく。この授業では、日本語における討論から1つの妥当な解決策を導き出すことやグループワークの重要性の涵養を主とする。(専攻科委員会)
福井大学 小倉久和 工学部長・工学研究科長	学校としての課題や問題点を整理・明確化した上での方向性	企画室	・高度化再編、国際交流、外部資金獲得など現状として最も重い課題と考えられる項目を最優先に各種委員会で検討を行っている

(出典 学校運営会議)

資料 11－3－①－3

「平成23年度外部有識者会議における各委員からの意見・提言と検討委員会」

委 員	意 見 ・ 提 言	内 容 (平成23年度外部有識者会議の録音テープ起こし原稿 (校正前) の抜粋)	検討委員会 (案)
長岡技術科学大学 新原 皓一 学長	学生が夢を育むことができる教育への取組	企業が持っている、政府が持っている、世界が持っている、いろいろな所が持っている未来に対する思考と未来に対する議論みたいなものを、どこもあまり大きな声で言えなくなっています。若者を育てる教育機関においては、私は堂々と、20年先の夢を話すべきだと思います。それが正しいかどうかは関係なく、そういう雰囲気や学生に与えるべきだと私は思っています。いわゆる普通の教育論はいっぱいありますが、なぜここに大学があるのか、なぜ高専があるのか、高校や中学校があるのかと考えてみると、教育者とはそもそも何だ。結論に達したのは 教育 というの はある面では未来を創るのだ ということです。 我々は学生を教えることによって学生が創る未来、20年先、30年先に創るその時に彼らが自分たちが持っている能力を最大に引き出して、未来社会に参加するのだという気 に、彼らがいろいろな事をやって 未来社会を創るのだと思うのですが、それに我々もある面で教育するという立場から参加していく。だから教育チームは高専な、ある意味一般とは違うのだ というのはそこにあると私は感じました。そういう意味では、 今、出た後、今後何を するかではなくて、 今後伸びるチャレンジする学生が今後20年、30年、自分の最高のレベルに達するためにチャレンジしていかないと いけない、 その手助けをやっているのがある意味大学の教育なのではないかという気がします 。そういう意味で考えると、専攻科がなぜ必要か、高専を出た人がなぜ大学に編入していかなければいけないのか、論理的にできそうな気がしています。その流れが一番大事だと思います。未来を見る事と、未来を見られない学生、若い人たちに先生方が、我々が、社会が若い人たちに向かって夢を語ってやるべきだと。それが今日本の社会に無くなったから、その結果として学生が内向きになる、学生が未来を見られなくなる、俯いて、学生が今いろいろな事を社会から言われているのは、あれは元々我々がその原因を作っているだけの話なのだと。そういう意味では、少なくとも夢を語るのには、教育機関ではそれができるはずです。	企画室 進路指導委員会 (講演会・単なる就職指導でないキャリア教育)
鯖江市小中学校校長会 島崎 徹夫 会長	卒業後、高専でのキャリアが活かされる取組	今夢の話がありましたが、私たちは子どもを高専だけではなくて高校へ出すときに、やはり、いろいろと考えて進んでいく、どのような世の中を子どもが見て進んでいくのかなということが一番、送る側としては気になる事です。評価表、点検、すばらしい事なのですが、私は仕事として、子どもの意見、保護者の意見、または中学校の先生方の意見、そういう所も大事にしたいだいて教育を考えていただけるとありがたいと思います。 女子が宣伝なさって45人とかたいへん増えていますが、校内が女子がいると華やかになるというそれだけでは駄目なのではないかかと思 います。 その女子が5年後、どこに就職するのか、女子がこの地区に残って暮らせるかなという気がします ので、そういう意味では良いのですが、俗な言い方をすると潰しが効かないかなという気もするので、どうか、 この子たちがすばらしい大人になって、キャリアを握って、生きていけるようによろしく願います。	企画室 進路指導委員会 (女子中学生の体験学習会・女子学生向けのキャリア教育)
鯖江商工会議所 野村 一榮 会頭	女子学生増への取組	今後5年10年先の事を考えると、 創造性とか自主性とか活動性とか、女性のほうがあるような気が します。これから 企業は女性の管理職雇用とか、デザインとか発想とか、そういうものにどんどん登用されてきますので、ぜひ今後とも高専も女性の生徒の割合をこれからどんどん増やして いただくと、またその辺が変わってくるのではないかと感じがいたします。	企画室 進路指導委員会 (女子中学生の体験学習会や女子学生向けのキャリア教育)
鯖江商工会議所 野村 一榮 会頭	さばえものづくり 博覧会への協力	今年の11月16日(金)～18日(日)の三日間 ですが、従来の丹南産業フェアをサンドームでやっていますが、今回は 鯖江商工会議所独自で鯖江ものづくり博覧会を開催しよう と思っています。その目的は二つあって、一つは鯖江にはものづくりの素晴らしい産業がいっぱいあるのですが、ところが今までの丹南産業フェアでは出店しません。ご覧になると分かりますが、めがね業界の方で楽器を作っているとか、あるいは医療器具を作っているとか、繊維業界で建築資材を作っているとか、全然違うものづくりがありますし、伝統工芸師も鯖江にはいっぱいおられますので、そういった素晴らしいものづくりの技術をぜひ見せたいということです。もう一つは、 昔者にその企業を見ていただくという事から、地元の中学生や、もちろん高専の生徒さん、工大、大学の生徒さんにも見ていただいて、後継者育成の一環としても考えておりますので、ぜひその時には高専の、できればロボットの表演をやっていただけたら良いと思っています。	企画室 進路指導委員会 (地元企業の紹介)
信越化学工業(株) 磁性材料研究所 美濃輪 武久 所長	部門間の連携強化	皆さんはそれぞれの分野において非常に一生懸命、手取り足取り、校外の事まで気を配られて、よくおやりになっていることがよく分かりました。ちょっと心配なのは、皆さんはそれぞれの分野で一生懸命にやられておられていますが、全体として、日本の組織には起こりがちな話ですが、 部門間のつながりが悪くならないようにお願いしたいという気がしました。	教育システム 推進委員会 (PDCAサイクルの確実な実施)
(株)福井新聞社 山下 裕己 論説主幹	創造性やデザイン マインドの育成	今の経済状況とか、日本の状況などを見ると、学生ひとりひとりの創造性とか、デザインマインドをどう育てるかとか、今までとは違った所に力をこれから入れていかなければいけないという気がします。やはり手取り足取り教え込むというだけでは、そういう物はなかなか身に付かないところがあるので、これは簡単にこうすればできるんだよという事が分かるのであればそれほど難しくはないでしょうが、私自身もいろいろな今の日本の状況とか福井の状況を見ると、変な話、大きな大学や公立都道府県などの教育委員会などの縛りがある学校と違って、高専さんはそういう所に挑戦するには比較的良好な環境にあるのではないかと期待をしています。そういう意味では、忙しい中たいへんだと思いますが、 デザインマインドとかイマジネーションとか、非常に分りにくい、部分を子どもたちに教えていく方法を努力する というが、そういうところを是非取り組んでいただきたいと思います。	教務委員会 専攻科委員会 (学習・教育目標に掲げている)
福井大学 小倉 久和 工学部長・ 工学研究科長	積極的に行動できる 学生の育成	学生たち、創造性の問題がかなり大きいと思いますが、よく言われるように内向き志向を大学生についていふん言われています。多分、高専の中でもあるかと思いますが、非常にたくさんの取り組みがされていてびっくりするくらいやられていると思いますが、その中で 実際に学生たちの自主性、創造性、イマジネーションがどのように発展していくかについては、やっぱり内向き志向といわれるような傾向が学生それぞれの中にあると思います。私もずいぶん長いこと学生の教育に携わって来ましたが、例えば、「それは習っていません」と言う学生があいかわらずいる。例えば半年なり1年のある授業科目で教えられる事はごく僅かで、それはきっかけを与えるに過ぎないと 言って宿題とか出すのですが、なかなかそういうものが出て来ない。我々の大学でも実学志向と言いますが、実践教育が盛んで、座学ではない部分が増えて来ていますが、そうすると座学が益々軽視されてきて、個人的には、いわゆる技術の体系、あるいは科学の体系に裏付けられたイマジネーションが本来あるはずだと思っていますが、それが内向き志向によって、外から与えられたものばかりやっている。自分で外へ出て、あるいは 自主的にやっているのは少ないという感じがして います。同じような事が 高専の中にもあるのではないかと思います。そういった課題が今日の報告の中に見えなかった。	補導委員会 教務委員会 専攻科委員会 (学生会での自主的な取り組み・仮進級を自ら解こうとしない現状・学修単位・海外留学の促進など)
	きめ細かな教育体制の継続	伸びる学生は伸ばすのは重要ですし、手間暇をかけなければいけない学生には手間暇をかける。同時に今の学生たちは大きなお店の二代目、三代目の雰囲気は無いのではないのです。自分たちで分らない事、教えられない事も関心があれば、あるいは必要があれば自分でやってほしいというも思っています。それが海外に出て行く傾向が少なくなっている一つの原因にもなっているのだと思うし、学生たちも就職活動の中で、自分の手近な所で済ましてしまうようになってしまいう気がしています。そのへんについても、特に高専はある意味、縛りがある。大学とは違った事が取り組める環境がある。逆の意味で縛りもあるのかもしれませんが、ぜひいろいろな対応の取り組みをしていただきたいと思います。	教務委員会 専攻科委員会 (進級制度・海外留学の促進、発達障害への支援など)

(出典 学校運営会議)

(分析結果とその根拠理由)

外部有識者会議を開催し、その提言・助言は、学校運営会議及び関係委員会等で対応を検討し、年度計画等に取り入れるなど、外部の意見を反映させている

観点11－3－②： 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(観点に係る状況)

本校では、外部の教育資源の積極的な活用に関して、様々な取組を行っている。高等教育機関との協定は、平成20年9月に福井県内の大学及び短大と「戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定」を締結し（資料11－3－②－1）、福井県内の6つの高等教育機関が連携して他機関の学習資源に容易にアクセスできる環境をつくるプロジェクト「フレックス」に参画している。また、現役の企業技術者を招聘し、本校教員と共に学生に対して共同教育を行う「企業技術者等活用プログラム」、原子力関係分野で活躍することができる実践的な人材の育成を目的とする「原子力人材育成プログラム」（経済産業省補助事業）や長岡技術科学大学、(財)放射線利用振興協会及び(独)日本原子力研究開発機構との連携・協力による機関横断的な人材育成事業「機関連携による防災・安全教育を重視した実践的原子力基礎技術者育成の実施」を実施している（資料11－3－②－2）。さらに、長岡技術科学大学と高等専門学校が協働して戦略的な技術展開ができる人材を育成する教育プログラムを確立することを目的に、本校他5高専をモデル校として連携した教育プログラムの推進に参加し、同大学と「戦略的技術者育成アドバンスコース事業」を実施しているなど、多様な連携による共同教育のさらなる実現に向けて事業展開を図り、外部の教育資源の積極的な活用を図っている。

「戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定書」

戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定書

福井県立大学、福井工業大学、仁愛女子短期大学、敦賀短期大学、福井工業高等専門学校（以下「構成大学等」という。）は、戦略的大学連携支援事業に基づく大学間の連携取組に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 構成大学等は、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図ることを目的とし、大学間の積極的な連携を推進する。

（内容）

第2条 構成大学等は、「戦略的大学連携支援事業」の申請書及び大学間連携戦略に基づき、連携取組を確実に実施する。

（期間）

第3条 本協定は、協定締結の日から効力を生じ、概ね10年間有効とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、構成大学等が協議し、決定する。

この協定を証するため、本書5通を作成し、構成大学等が各1通を保有する。

平成20年9月24日

福井県立大学長

祖田 修



福井工業大学長

城野 政弘



仁愛女子短期大学長

禿 正宣



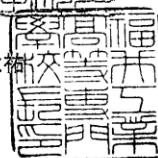
敦賀短期大学長

三橋 昌幸



福井工業高等専門学校長

池田 大樹



（出典 総務課）

「原子力人材育成等推進事業概要」

平成23年度
文部科学省 原子力人材育成等推進事業費

**機関横断的な人材育成事業
「機関連携による防災・安全教育を重視した
実践的原子力基礎技術者育成の実施」**

実施期間平成23年9月14日～平成24年3月31日

本年度の各事業説明

1

補助事業の実施体制	
①実行委員会の実施(学術総合センター)	H23.9.22
②原子力関連卒業研究・特別研究の連携事業の実施(6高専)	H23.9～H24.3
③原子力安全・防災に関するインターンシップの実施 ・(独)日本原子力研究開発機構におけるインターンシップの実施(大洗町)	H23.9.26～30
④教科書、教材、シラバスの開発(学術総合センター)	1)H23.10.20, 2)H24.1.16
⑤(独)日本原子力研究開発機構(敦賀)における見学会の実施	H23.12.10～11
⑥富山高専での原子力・放射線関連実習	H23.12.17～18
⑦長岡技科大での高専教員対象放射線機器講習会	H24.1.13及び実験実習の実施
⑧原子力安全・防災に関するインターンシップの実施 ・長岡技術科学大学におけるインターンシップの実施	H24.3.5～8
⑨原子力安全・防災関連授業の実施(放射線利用振興協会)	H24.3.5～9
⑩フォーラムの実施(学術総合センター)	H24.3.12

①原子力人材育成事業実行委員会

1. 目的
・「機関連携による防災・安全教育を重視した実践的原子力基礎技術者育成の実施」を実施
・33高専や連携機関・協力機関で共通認識を持って事業を実施

2. 開催場所
学術総合センター 平成23年9月22日(木)

3. 参加者
教員35名、高専機構本部

4. 実施内容
事業の開始にあたって、参加者で十分な討論(質疑応答)を行い、充実した事業を実施する。

3

②原子力関連卒業研究・特別研究の連携事業概要

1 目的
・原子力・放射線関連の卒業研究、特別研究について互いに連携を取り合える体制を構築する。
・本年度は卒業研究、特別研究が既に4月より開始されているので、初年度は先ず、6高専において実施する。

2 実施期日
各高専で平成23年9月～平成24年3月(研究期間)
発表日 平成24年3月12日(月)13:00～17:00

3 参加者
学生 27名 教員6名(苫小牧、福島、富山、岐阜、舞鶴、香川)

4 実施内容
参加高専で原子力・放射線関連の卒業研究・特別研究を連携取りながら行い、年度末に開催されるフォーラムで発表を行う。

4

(出典 総務課)

(分析結果とその根拠理由)

外部の教育資源の活用という観点では、高等教育機関等との連携や企業技術者の活用などの多様な連携による共同教育の取組を実践しており、学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用している。

観点11-4-①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

(観点に係る状況)

本校の教育研究活動等の状況は、学校教育法第113条及び第115条に基づき、本校ホームページへ掲載することにより公表している。学校教育法の改正を踏まえ、本校の教育研究活動等の状況をわかりやすく公表するという観点から、本校ホームページのトップページの「学校案内」に「教育情報公開」を設定し、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている項目について、学校概要、目的、教育理念、組織、施設等の基本事項及び学科情報、教員総覧並びに入試案内等の情報を掲載し、広くわかりやすく一般社会に発信している(資料11-4-①-1)。

さらに、本校ホームページによる情報発信だけではなく、テレビ、新聞、ラジオ等のマスメディアへの情報提供を積極的に行っており、テレビ放映及び新聞記事等への記事掲載依頼や地元のコミュニティーFM放送を通じた本校の教育研究活動の状況・各種行事、イベント等の本校関連の情報提供などを行い、広く一般社会へ向けての積極的な情報発信に努めている。また、研究活動においては、「福井工業高等専門学校シーズ集」や地域連携テクノセンターの活動紹介誌「JOINT」を刊行し、地元企業等に配布する等など、情報提供を活発に行っている。

資料11-4-①-1

「本校ホームページのトップページ」



(出典 本校ホームページ <http://www.fukui-nct.ac.jp/>)

(分析結果とその根拠理由)

本校の教育研究活動の状況については、本校ホームページに掲載し、広く一般社会に情報発信している。また、積極的な情報発信手段として、ホームページだけではなく新聞等のマスメディアにも情報発信を行っているほか、研究シーズ集等の刊行等の研究に関する資料も作成し、活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

教育改善システム（PDCAサイクル）が機能し、外部有識者等の提言・意見や自己点検・評価結果が年度計画に反映され、継続的に改善が行える体制整備がなされている。

(改善を要する点)

該当なし。

(3) 基準11の自己評価の概要

本校では、校長、副校長、校長補佐及び各種委員会等の役割が明確に規定されており、学校の目的を達成するために、各種委員会等で検討・提案された事項は、自己点検・評価委員会で審議のうえ、最高意思決定機関である学校運営会議に諮られ決定しており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える体制となっている。管理運営に関する各種委員会及び事務組織等においても、その役割を規定に定め、適切に役割分担し、効果的な運営がなされている。また、危機管理については、あらゆる危機管理に組織的に対応するため危機管理規則を定め、危機管理に係る体制整備を図っている。

自己点検・評価については、教育、研究、社会との連携・国際交流、管理運営等の学校全般に渡っての具体的な目標を定めた中期計画・年度計画の項目を踏まえて、総合的な観点からの適切な自己点検・評価を行っている。また、評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるように教育改善システム（PDCAサイクル）を機能させ次年度以降の年度計画等に反映させ、継続的に改善を行うための体制が整備されているほか、評価結果は、本校ホームページにより広く一般に公表している。

外部評価については、外部評価機関である「外部有識者会議」を開催し、外部有識者から学校の運営全般に渡って提言・助言を受けているほか、その内容については積極的に取り入れ、次年度以降の年度計画に反映し、学校運営の改善に役立てるシステムを構築している。

本校は、福井県内外の高等教育機関等との多様な連携による共同教育の取組を実践しており、学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用している。

本校の教育研究活動の状況については、学校教育法に基づき、主に本校ホームページに掲載し、広く一般社会に情報発信している。また、積極的な情報発信手段として、ホームページだけではなく新聞等のマスメディアにも情報発信を行っているほか、本校の研究シーズ集等の研究に関する刊行物を発行し、情報発信するなど、本校の活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信している。